四、九九〇MHz以上五、〇〇〇MHz未満及び五、一二〇MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

(2)　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、九九〇MHz以上四、九九五MHz未満及び五、一二五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

［4　略］

二　信号伝送速度は、次のとおりであること。

［1・2　略］

3　二〇MHzシステム

(一)　四、九二〇MHz及び四、九四〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備は、毎秒一〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

(二)　四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備は、毎秒二〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

［4　略］

［4　同上］

二　［同上］

［1・2　同上］

3　［同上］

(一)　四、九二〇MHz、四、九四〇MHz及び五、〇四〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備は、毎秒一〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

(二)　四、九六〇MHz、四、九八〇MHz、五、〇六〇MHz及び五、〇八〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備は、毎秒二〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。

［4　同上］